

引受事務要領

田子の浦水先区水先人会

<p>受付方法</p>	<p>水先の求めの受け付けは、次のいずれかの方法によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 合同事務所の窓口における受付（所在地：富士市） (2) 電話による受付（電話番号：0545-33-0734） (3) ファクシミリによる受付（FAX番号：0545-32-1260）
<p>受付事項</p>	<p>水先の求めの受け付けに当たっては、次のすべての事項について、利用者から情報を得るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 船名、総トン数、全長、喫水、多層甲板船該当の有無、速力及び積荷の種類 (2) 船舶所有者（水先法第3条）の氏名又は名称及び住所 (3) 水先区間及び水先開始予定時刻 (4) 輸出免税等（消費税法）該当の有無及び検疫の要否 (5) その他利用者から得た特別な事項
<p>当直表</p>	<p>会員の休息時間及び休日確保し、水先の求めの受け付けを計画的に行うことにより、会員の安全かつ確実な水先業務の実施を確保するため、毎週、翌々週一週間分の会員ごとの水先業務の対応体制等を内容とする当直表を作成し、毎週月曜日までに公表するものとする。</p>
<p>受付条件</p>	<p>水先の求めの受け付けに当たっては、次に掲げる事項のほか、「船舶の航行安全」又は「水先人の安定した供給体制」に支障がないことを条件とするものとする。</p> <p>1. 水先人の選任について利用者からの要請がない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原則として、利用者から水先開始予定時刻の24時間前までに申し込みされたものであること。 (2) 当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域事情等に基づいて作成する安全運航基準に適合したものであること。

	<p>2. 水先人の選任について利用者から要請がある場合</p> <p>(1) 次のすべての要件を満たすものであること。</p> <p>イ 当該水先人が当該要請を応諾すること。</p> <p>ロ 当該要請が水先開始予定時刻の96時間前から24時間前までに申込みされたものであること。(ただし、24時間前を過ぎても当該水先人が当該要請に応じる旨確認できた場合はこの限りではない。)</p> <p>ハ 当該要請に係る水先の時間が、他の要請に係る水先の時間と重複していないこと。この場合の水先の時間とは、水先業務時間だけでなく、移動時間(0.5時間)及び休息时间(1時間)を含めるものとする。</p> <p>ニ 以下の条件に該当することにより当該水先人以外の水先人の技術的水準の確保に支障が生じるおそれがないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水先に特殊技術を要するバース又は特定の船舶について、当該水先人を含む特定の少数の水先人のみが当該バース又は船舶の水先を行うことになること <p>(2) 当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域事情等に基づいて作成する安全運航基準及び会員の水先業務経験年数等に応じた業務制限に適合したものであること。</p>
<p>会員への連絡</p>	<p>本会が受け付けた水先の求めについては、次に掲げるところにより会員に対し連絡を行うものとする。</p> <p>(1) 水先人の選任に関し利用者から要請があった場合には、遅滞なく、当該要請のあった会員に連絡するものとする。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合には、当直表に従って、水先人の休息時間の確保その他の事情を考慮して、遅滞なく、会員に連絡するものとする。</p> <p>(3) 前二号による会員への連絡方法は、電話、ファクシミリ、電子メールその他確実な手段により行うものとする。</p>

水先業務経験年数に応じた業務制限

水先業務経験年数	就業範囲（一級水先人）
1 年未満	2 万総トン未満の船舶（2 万総トン以上の危険物積載船を除く。）の入出港及び2 万総トン以上の船舶の出港のみに就業する。 但し水先人が2 名乗船する応召船舶には副水先人として就業することができる。
2 年未満	4 万総トン未満の船舶の入出港及び4 万総トン以上の船舶の出港のみに就業する。
2 年以上	すべての船舶の入出港に就業する。

平成17年6月1日

水先引受基準

田子の浦水先区水先人会

当水先区における水先引受基準は下記の通り。

- (1) 総トン数 : 37,000 トン未満とする
- (2) 船の長さ : 200 メートル未満とする
- (3) 船の幅 : 32.2 メートル未満とする

- (4) 許容喫水 : (a) 9.00 メートル 以下とする。
(b) 8.50 を超える場合は、1.00 メートル以上の潮高を利用する。
(c) 船型勘案の上、喫水が潮高に対応した乗船時間に設定する場合もある。但し、33,000トン以上の船が大潮時(潮高差の大なる時期)に入港する場合については概ね上げ潮流時に設定する。

- (5) 風速 : 港口附近における最大風速は10m/sec 以下とする。但し、33,000トン以上の船については概ね下記の通りとする。

(a) 風向が西から南寄りの場合	7m/sec 以下
(b) 風向が東寄りの場合	10m/sec 以下
(c) 風向が北寄りの場合	15m/sec 以下

- (6) 波高 : 2.0 メートル以下とする。
- (7) 業務時間 : 天候の許す限りにおいて24時間の業務態勢とする。

- (8) 大型船の水先 : 総トン数 20,000トン以上の入港は当区水先約款により2名をもって水先業務を行う。

* 備考(平成13年4月1日)

- 許容喫水 : 中央1号埠頭: 9.70 メートル以下とする。(平成17年6月1日より)
中央2号埠頭: 9.50 メートル以下とする。
中央3号埠頭: 7.50 メートル以下とする。
富士1号埠頭: 10.50 メートル以下とする。(平成15年11月17日改定)

以上

平成19年 3 月 20 日

STAR SHIPPING 38,000 H-TYPE 船水先引受基準

田子の浦水先区水先人会

当水先区における主題船の水先引受基準は下記の通りとする。

- (1) 総トン数 : 国際総トン数 38,000トン以下
- (2) 船の長さ : 214 メートル以下
- (3) 船の幅 : 32メートル以下
- (4) 許容喫水:(航路、泊地の浚渫維持状況によるが暫定として)
富士 1~2号埠頭 : 10.50 メートル以下
但し、8.50メートルを超える場合は、1.00メートル以上の潮高を利用し、潮高差の大なる時期に入港する場合には概ね上げ潮流時に設定し下げ潮流の強い時間帯を避ける。
- (5) 風速(港口附近における最大風速):
 - (a) 風向が西から南寄りの場合、入出港時共 5 m/sec 以下
 - (b) 風向が東寄りの場合、入出港時共 6 m/sec 以下
 - (c) 風向が北寄りの場合、入出港時共 8 m/sec 以下
- (6) 波 高 : 2.0メートル以下とする。
- (7) 業務時間 : 天候の許す限りにおいて24時間の業務態勢とする。
- (8) 入出港時間の選定 : 田子の浦港は入港時南西の風が操船に最も悪い影響を与える。従って昼間発達する当港附近特有の南西の強風を避けるため、入港時間は朝・夕の風又は南西風の弱くなる夜間の時間帯を選ぶものとする。これに加え水先人が低気圧の接近などを考慮し乗船に最適かつ安全な時間を指定した場合はこれに従うものとする。出港時間についても同様とする。
- (9) 水先人の員数:入港時は2名をもって、出港時は原則として1名をもって水先業務を行う。
- (10) 出港時のバラスト水の漲水:
本船出港時、風圧面積を減ずるため、バラスト水は各バラストタンク、ホールド(漲水を許された)共許容限度まで漲水したヘビーバラスト状態とし、深喫水により風圧力の影響を極力抑えるものとする。

以上

平成 14 年 12 月 6 日

(富士 1 号埠頭への全天候型パルプ専用船)

TEFC(Totally Enclosed Forestry Carrier)水先引受基準

田子の浦水先区水先人会

当水先区における水先引受基準は下記の通り。

- (1) 総トン数 : TEFC の国際総トン数 44,398 トン新トン数(日本新トン数 23,419)
- (2) 船の長さ : 200 メートル未満とする。
- (3) 船の幅 : 32.2 メートル未満とする。
- (4) 許容喫水:
 - (a) 10.00 メートル以下とする(富士 1 号埠頭の場合)
 - (b) 8.50 メートルを超える場合は、1.00 メートル以上の潮高を利用する。
- (5) 風速(港口附近における最大風速):
 - (a) 風向が西から南寄りの場合、入港時 5m/sec 以下、出港時 10m/sec 以下
 - (b) 風向が東寄りの場合、入港時 8m/sec 以下、出港時 13m/sec 以下
 - (c) 風向が北寄りの場合、入港時 13m/sec 以下、出港時 13m/sec 以下
- (6) 波 高 : 2.0 メートル以下とする。
- (7) 業務時間 : 天候の許す限りにおいて24時間の業務態勢とする。
- (8) 水先人の員数:入港時は 2 名をもって、出港時は原則として 1 名をもって水先業務を行う。

以上

この水先引受基準は 3,200,000CFT Woodchip Carrier に準用する
(平成15年8月8日以降の入港船)

平成18年7月18日

360万 CFT 型木材チップ専用船水先引受基準

田子の浦水先区水先人会

当水先区における主題船の水先引受基準は下記の通りとする。

- (1) 総トン数 : 国際総トン数 40,400トン以下
- (2) 船の長さ : 210 メートル以下
- (3) 船の幅 : 32.2 メートル以下
- (4) 許容喫水:(航路、泊地の浚渫維持状況によるが暫定として)
 - (a) 中央 1 号埠頭 : 9.70 メートル以下
 - (b) 中央 2 号埠頭 : 9.50 メートル以下但し、8.50メートルを超える場合は、1.00メートル以上の潮高を利用し、潮高差の大なる時期に入港する場合については概ね上げ潮流時に設定し下げ潮流の強い時間帯を避ける。
- (5) 風速(港口附近における最大風速):
 - (a) 風向が西から南寄りの場合、入出港時共 5 m/sec 以下
 - (b) 風向が東寄りの場合、入出港時共 6 m/sec 以下
 - (c) 風向が北寄りの場合、入出港時共 8 m/sec 以下
- (6) 波 高 : 2.0 メートル以下とする。
- (7) 業務時間 : 天候の許す限りにおいて24時間の業務態勢とする。
- (8) 入出港時間の選定 : 田子の浦港は入港時南西の風が操船に最も悪い影響を与える。従って昼間発達する当港附近特有の南西の強風を避けるため、入港時間は朝・夕の風又は南西風の弱くなる夜間の時間帯を選ぶものとする。これに加え水先人が低気圧の接近などを考慮し乗船に最適かつ安全な時間を指定した場合はこれに従うものとする。出港時間についても同様とする。
- (9) 水先人の員数:入港時は2名をもって、出港時は原則として1名をもって水先業務を行う。
- (10)出港時のバラスト水の漲水:

本船出港時、風圧面積を減ずるため、バラスト水は各バラストタンク、ホールド(漲水を許された)共許容限度まで漲水したヘビーバラスト状態とし、深喫水により風圧力の影響を極力抑えるものとする。

以上